

愛媛県土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）の使用及び取扱い等に関して必要な事項を定め、職務上請求書の不正使用を防止するとともにその適正な管理を図り、もって土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の品位保持と職務上請求書制度の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（職務上請求書）

第2条 この規程において職務上請求書とは、調査士が職務を遂行するうえで、戸籍法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の規定に基づき、調査士が職務上必要とする戸籍、除籍、原戸籍等の謄本若しくは抄本若しくは住民票、除票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は住民基本台帳の閲覧の請求（以下「戸籍謄本の交付等の請求」という。）をする場合に使用する請求書であって、愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が頒布するものをいう。

2 職務上請求書は、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）会則施行規則で定める附録第12号（A4判）によるものとし、30枚の請求書と30枚の請求書控からなる職務上請求書綴込帳を単位として頒布する（以下、未使用の職務上請求書が綴り込まれているものを「職務上請求書綴込帳」といい、職務上請求書を使用して職務上請求書控のみとなったものを「職務上請求書控綴込帳」という。）。

3 本会は、職務上請求書にあらかじめ用紙番号を付さなければならない。

4 本会は、愛媛県土地家屋調査士会職務上請求書管理台帳（別紙第1号様式）を備えなければならない。

第2章 土地家屋調査士の責務

第1節 使用上の責務

（職務上請求書の使用）

第3条 本会の会員である調査士（以下「会員」という。）は、職務上必要な戸籍謄本の交付等の請求をするときは、職務上請求書を使用しなければならない。

2 職務上請求書を保有している会員は、事務所に職務上請求書使用簿（別紙第2号様式）を備

えなければならない。

（使用上の責務）

第4条 会員は、職務上請求書の使用及び管理に当たっては、戸籍法、住民基本台帳法等の関係法令及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）の趣旨を十分に理解し、愛媛県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）及び本規程を遵守し、職務上請求書を不正に使用してはならない。

（使用の制限）

第5条 会員は、調査士の職務を遂行するうえで必要な場合に限り職務上請求書を使用するものとし、身元調査を目的とする請求等、調査士の職務を遂行するうえで必要と認められない請求のためにこれを使用してはならない。

2 会員は、職務上請求書を使用する都度、職務上請求書に必要な事項を記載した上で、職印を押印するものとし、必要事項が記載されていない職務上請求書に、調査士名の記載及び職印の押印をしてはならない。

3 会員は、職務上請求書を使用する都度、原則として使用する職務上請求書を職務上請求書綴込帳から切り離して使用し、職務上請求書綴込帳は事務所保管場所から持ち出してはならない。

（様式変更前の職務上請求書の取扱い）

第6条 会員は、職務上請求書の様式に変更があった場合には、様式変更前の職務上請求書を使用してはならない。

2 会員は、職務上請求書の様式に変更があった場合において様式変更前の職務上請求書を保有しているときは、職務上請求書使用簿の備考欄に「様式変更のため使用不可」である旨を記載し、様式変更前の未使用の職務上請求書は裁断するなど、再生不可能な状態にして廃棄しなければならない。

3 会員は、前項の規定により職務上請求書を廃棄したときは、その用紙番号及び合計枚数を、文書で本会に報告しなければならない。

（職務上請求における使用者の制限）

第7条 会員は、当該会員の補助者（土地家屋調査士法施行規則第23条第1項に規定する補助者をいう。以下同じ。）以外の者を戸籍謄本の交付等の請求の使用者としてはならない。

また、法第35条の2に規定する調査士法人の社員（以下「代表権を有する社員」という。）は、当該法人の代表権を有しない社員、使用人である調査士（以下「使用人調査士」という。）及び補助者以外の者を戸籍謄本の交付等の請求の使用者としてはならない。

(会員証等の提示)

第8条 会員が職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をする場合は、市区町村の窓口に、本会が発行した会員証を提示しなければならない。

2 調査士たる会員の補助者が、市区町村の窓口に職務上請求書を提出する方法により前項の請求をするときは、会員は、その補助者に本会が発行した補助者証を市区町村の窓口の職員に対して提示させなければならない。

3 調査士法人の代表権を有しない社員又はその使用人調査士若しくは補助者が市区町村の窓口に職務上請求書を提出する方法により前項の請求をするときは、当該調査士法人の代表権を有する社員は、その代表権を有しない社員又はその使用人調査士若しくは補助者に本会が発行した会員証又は補助者証を市区町村の窓口の職員に対して提示させなければならない。

(職務上請求書への記載)

第9条 会員は、職務上請求書に不実の記載をしてはならない。

2 会員は、調査士の職務を遂行するうえで職務上請求書を使用する必要があることが明確になるよう、職務上請求書の「使用目的・提出先」欄に、その旨を具体的に記載しなければならない。

3 会員は、職務上請求書の記載内容について、市区町村の窓口等において質問を受けたときは、これに誠実に回答しなければならない。

(戸籍謄本等の送付先)

第10条 会員は、職務上請求書を使用して郵便により戸籍謄本の交付等の請求をする場合は、交付する市区町村による送付先を自己の事務所としなければならない。

第2節 職務上請求書の取扱い及び管理

(職務上請求書綴込帳の購入)

第11条 会員は、職務上請求書綴込帳を購入するときは、戸籍謄本等職務上請求書購入申込書（別紙第3号様式。以下「職務上請求書購入申込書」という。）及び誓約書（別紙第4号様式）に所定の事項を記載して本会に提出するとともに、職務上請求書控綴込帳を提示して申し込むものとする。ただし、次の各号に該当する会員は、購入の申込みはできないものとする。

(1) 第28条の規定により職務上請求書綴込帳の購入及び職務上請求書の使用の禁止の措置を受け、その期間にある者

(2) 法第42条第2号又は法第43条第1項第2号に規定する業務の停止期間にある者

- 2 会員は、1冊を超えて職務上請求書綴込帳を購入することはできない。ただし、未使用の職務上請求書が少ない等の理由で業務に支障が生じるおそれがあるときは、本会にその理由書を提出することにより1冊を超えて職務上請求書綴込帳を購入することができる。この場合においては、使用中の職務上請求書綴込帳を提示する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会員の事務所が遠隔地又は離島等で職務上請求書購入申込書の持参が困難な場合は、会長の許可を得て、配達証明付郵便で購入の申込みをすることができる。
- 4 会員は、第1項に定める職務上請求書控綴込帳又は第2項に定める使用中の職務上請求書綴込帳を提示ができない場合は、その理由を明らかにした書面を提出しなければならない。第3項の規定に基づく申込みにおいても同様とする。
- 5 調査士法人の会員においては代表権を有する社員のみが職務上請求書綴込帳を購入することができる。ただし、法人の使用人調査士が自己の職務の遂行のため、職務上請求書綴込帳を購入する事を妨げない。
- 6 会員は、職務上請求書綴込帳の購入にあたり、当該会員の補助者にその受領をさせることができる。
- 7 前項の場合において、会員は、戸籍謄本等職務上請求書受領指示書（別紙第7号様式）（以下「受領指示書」という。）に自署及び職印を押印し本会に提出しなければならない。
- 8 第6項の場合において、指示を受けた補助者は、その者の補助者証を本会に提示しなければならない。

（研修の受講）

第12条 会員は、職務上請求書の適正な管理と使用を図るため、職務上請求書綴込帳購入に先立ち、あらかじめ連合会会則第67条第2項に規定する研修を受講しなければならない。ただし、新規入会又は一時休会により研修を受講する機会がなかったなど正当な理由により、受講していない者はこの限りではない。

（職務上請求書綴込帳の頒布）

第13条 本会は、会員から第11条に規定する申込みがあった場合は、職務上請求書購入申込書及び誓約書の記載事項を確認し、会員証又は補助者証により本人の確認を行い、次の各号に留意して頒布する。

- (1) 当該会員が1冊を超えて保有することのないよう、提示のあった職務上請求書控綴込帳と購入の履歴を確認すること。
- (2) 第11条第2項及び同条第4項に規定する理由書の提出があった場合は、会長又は会長があらかじめ指定した役員がその理由につき適正であることを判断すること。
- (3) 当該会員が第12条に規定する研修を正当な理由なく未受講である場合、第27条の規定に

より指導又は注意若しくは勧告を受け、第28条の規定により職務上請求書綴込帳の購入及び職務上請求書の使用を禁止される場合があることを告知すること。

(4) 当該会員が第12条に規定する研修を受講していない新規入会者又は一時休会後の者である場合は、頒布に際し、適正な管理と使用に関する啓発を適宜の方法で行うこと。

2 本会は、第11条第3項の規定による申込みがあった場合は、配達証明付郵便で会員の事務所の所在地宛てに送付する。

(譲渡等の禁止)

第14条 会員は、職務上請求書を何人にも譲渡し、又は貸与してはならない。

(適正な管理)

第15条 会員は、職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するため、自ら適正に管理しなければならない。

2 会員は、職務上請求書を携行するときは、身体から離さず所持し、鞆等に入れたまま車中に放置するなどしてはならない。

3 会員は、第7条の規定に基づき当該会員の管理に属する職務上請求書を用いて行った行為については、その責任を負わなければならない。

4 会員は、職務上請求書控綴込帳を、7年間保管しなければならない。

(職務上請求書使用簿への記録及び報告)

第16条 会員は、本会から職務上請求書綴込帳を購入したときは、職務上請求書使用簿の用紙番号欄に用紙番号を記載しなければならない。

2 会員は、職務上請求書を使用したときは、職務上請求書使用簿に必要な事項を記載しなければならない。

3 会員は、職務上請求書使用簿（毎年1月1日から12月31日までの1年間）の写しを翌年1月31日までに本会に提出しなければならない。

(報告及び届出義務)

第17条 会員は、職務上請求書の盗難又は紛失の事実を知ったときは、速やかに、その旨を本会に報告するとともに、盗難又は紛失の発生場所を管轄する警察署に盗難届出書又は遺失物届出書を提出しなければならない。

2 会員は、自己が保有する職務上請求書が第三者により使用されたことを知ったとき、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を本会に報告しなければならない。

3 会員は、前2項に規定する場合は、その旨を職務上請求書使用簿の備考欄に記載しなければならない。

らない。

- 4 会員は第1項の規定により報告した職務上請求書を発見した場合でも、以後使用してはならない。

(職務上請求書綴込帳の提出)

第18条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、保有している職務上請求書綴込帳を本会に提出しなければならない。この場合には、職務上請求書使用簿の備考欄にその旨を記載しなければならない。

- (1) 法第15条第1項の規定により調査士の登録が取り消されたとき。
 - (2) 法第42条第3号に掲げる懲戒処分を受けたとき。
 - (3) 第28条の規定により職務上請求書綴込帳の購入及び職務上請求書の使用の禁止の措置を受けたとき。
 - (4) 本会を退会（所属する調査士会の変更に伴う退会を含む。）したとき。
 - (5) 代表権を有する社員が調査士法人を脱退したとき。
 - (6) 調査士法人の社員が代表権を有しなくなったとき。
 - (7) 法第39条の規定により調査士法人が清算終了したとき。
 - (8) 法第40条の規定により調査士法人が消滅したとき。
 - (9) 法第43条第1項第3号に掲げる懲戒処分を受けたとき。
- 2 会員は職務上請求書を当分使用しなくなったと見込まれるときは、保有している職務上請求書綴込帳を本会に提出することができる。

(職務上請求書綴込帳未提出の場合における措置)

第19条 会長は、前条の規定に該当する会員又は会員であった者が、職務上請求書綴込帳を提出しないときは、その者に対して提出を求めなければならない。

- 2 会長は、会員が死亡した場合には、死亡した会員の親族等に対し、死亡した会員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。この場合、所在不明等の理由により提出できない場合又は提出された職務上請求書綴込帳に不足がある場合は、当該親族等に対し、更に探索したうえで提出するよう求めなければならない。
- 3 会長は、法人の会員において代表権を有する社員が死亡してもなおその法人が存続する場合で死亡した社員以外に代表権を有する社員がいる場合、又は新たに代表権を有する社員となる者がいる場合には、その者に死亡した代表権を有する社員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。
- 4 社員が一人である調査士法人が法第39条第1項第7号の規定により解散した場合、会長は、調査士法人の清算人に死亡した社員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなけ

ればならない。

(提出された職務上請求書綴込帳の取扱い)

第20条 本会は、第18条の規定により提出された職務上請求書綴込帳が未使用であった場合には、これを裁断処理しなければならない。

2 本会は、提出された職務上請求書綴込帳が、使用中のものであった場合には、未使用の職務上請求書のみを裁断処理した後、職務上請求書控綴込帳として当該会員又はその親族等に返却しなければならない。

3 本会は、前2項の規定により裁断処理したときは、その旨を職務上請求書管理台帳に記載しなければならない。

4 本会は、提出された職務上請求書綴込帳の頒布費用は返金しない。

(盗難等の報告及び未提出の取扱い)

第21条 会長は、第17条第1項若しくは第2項の規定による報告を受けたとき又は第19条の規定により提出を求めた職務上請求書綴込帳が提出されない場合は、未使用の職務上請求書があることを知ったときは、速やかに、その旨を連合会及び本会を管轄する法務局又は地方法務局に報告しなければならない。会員が職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本の交付等を受けたと認められるとき及び職務上請求書を不正に第三者に譲り渡したと認められるときも同様とする。

(戸籍謄本等の取扱い)

第22条 会員は、職務上請求書を使用して交付を受けた戸籍謄本、住民票の写し等を特段の注意をもって取り扱うこととし、職務上必要となる場合を除き、何人にも譲渡し、若しくは貸与し、又はその記載内容を漏らしてはならない。

第3章 職務上請求書の印刷及び頒布の管理

(職務上請求書の印刷)

第23条 本会において職務上請求書綴込帳を印刷する場合には、連合会が定める様式により朱色で印刷しなければならない。

2 前項の印刷は、連合会に委託することができる。

(本会の管理)

第24条 本会は、職務上請求書管理台帳に、職務上請求書綴込帳の印刷、頒布及び在庫に関する事項を記載しなければならない。

- 2 本会は、連合会に対し、連合会にその年度内における職務上請求書綴込帳の印刷冊数、頒布冊数及び在庫数を年度終了後速やかに報告しなければならない。

（守秘義務）

第25条 本会の役員及び職員は、会員の職務上請求書の取扱いについて知り得た情報を他に漏らしてはならない。

第4章 職務上請求書に関する啓発

（規程の周知徹底）

第26条 本会は、会報及びホームページに本規程を掲載し、職務上請求書の適正な管理及び使用を図るとともに、研修会等で本規程の周知徹底に努めなければならない。

第5章 責務違反等に対する措置

（責務違反者への措置）

第27条 本会は、会員が第3条から第12条まで、第14条から第18条まで及び第22条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対し、会則第105条の規定による指導又は会則第106条の規定による注意若しくは勧告をすることができる。

（購入及び使用の禁止）

第28条 会長は、前条の規定による指導を受けた会員に対し、その日から6か月以内の期間を定め、職務上請求書綴込帳の購入及び職務上請求書の使用を禁止することができる。

- 2 本会は、前条の規定による注意又は勧告を受けた会員に対し、その注意又は勧告の確定した日から1年以内の期間を定め、職務上請求書綴込帳の購入及び職務上請求書の使用を禁止しなければならない。

第6章 雑 則

（事務局職員への委任）

第29条 本会は、会長が指名した事務局職員に職務上請求書の頒布及び管理に関する事務を行わせることができる。

（規程に定めなき事項）

第30条 職務上請求書の取扱い及び管理に関して本規程に定めのない事項については、理事会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（第3条、第7条、第8条、第11条～第31条）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月22日から施行する。ただし、第12条については、令和8年4月1日から施行する。

(職務上請求書控綴込帳の保存期間についての経過措置)

- 2 第15条第4項における職務上請求書控綴込帳の保存については、施行日を基準として3年を経過したものは適用しない。

附 則（第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、別紙第4号様式、別紙第7号様式）

(施行期日)

この規程は、令和7年9月19日から施行する。